

# 平成23・24年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

三豊総合病院企業団

## 注意事項

- 三豊総合病院企業団に測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領により申請してください。なお、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

- この要領において、県内業者とは香川県内に本店（本社）がある者、県外業者とは県内業者以外の者をいいます。また、営業所とは、本店（本社）、支店（支社）、営業所等をすべて含みます。
- 入札参加資格の有効期間は、2年間（平成23年4月1日～平成25年3月31日）です。
- 複数の営業所から申請する場合は、本社からの一括申請となります。

## 申請方法等

### 1 提出方法

- 申請書類を記入の上、次の審査日に提出書類を持参又は郵送してください。（郵送は消印有効。）電子申請はできません。
- フラットファイル（ブルー系、A4判）に申請要領に掲げる順番に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に、商号を記載してください。
- コピーで提出できる書類は、必ずA4判に統一してください。原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付し、大きい場合は折り込んでください。
- 郵送で提出する方で受領書等が必要な場合は返信用封筒に切手をはって同封してください。

（郵送で申請する場合の送付先）

〒769-1695 香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地  
三豊総合病院企業団 総務課 施設係

### 2 審査日時・場所（県内業者・県外業者共通）

審査日時（土、日祝祭日を除く）	審査場所
平成23年 2月15日（火）～ 2月28日（月） 午前 9時30分～11時 午後 1時～3時30分	観音寺市豊浜町姫浜708番地 三豊総合病院 総務課 施設係 （西棟地下中央コントロール室）

- 受付時間を厳守してください。
- 期間の後半は混雑します。できるだけ期間の前半に申請してください。
- 提出書類に不足、不備等があった場合は、受付できません。FAX は使用できませんので事前に十分確認してください。

### 3 提出書類（指定様式は、様式集をダウンロードして使用してください。）

提出書類		注意事項	
①	入札参加資格審査申請書	指定様式	記入例参照（営業所申請する場合は、営業所情報を記載）
②	経営規模等総括表		記入例参照
③	希望業務等総括表		記入例参照
④	技術職員総括表（資格別人数）		記入例参照 作成基準日：平成22年11月1日現在
⑤	技術職員一覧表（香川県内）		記入例参照 作成基準日：平成22年11月1日現在 香川県内で勤務する技術者の免状等、資格を証明するもの（コピー）を添付。
⑥	技術者経歴書（全技術者） ⑤が全技術者の場合は不要	国土交通省申請様式「技術者経歴書」（＝中央公契連統一様式）により作成（国土交通省提出分のコピーで可）。 様式がわからない場合は、⑤技術職員一覧表の様式で作成可。	
⑦	委任状（原本）	委任する営業所がある場合のみ添付。	
⑧	納税証明書等（コピー可）	・次頁で指定するもの ・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの	
⑨	測量法第55条の8の規定に基づく書類（国土交通省地方整備局提出分のコピー。提出日を余白に記入すること）	測量業者の登録を受けている者	
⑩	各登録規程の第7条に規定する現況報告書（コピー。国土交通省地方整備局の受付印があるもの。未返却の場合は提出日を余白に記入すること）	建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントの登録を受けている者	
⑪ ～ ⑬	⑪商業登記簿謄本（法人の場合）（コピー） ⑫業務経歴書（1年分） ⑬財務諸表（1年分）	上記登録のない者（⑨、⑩以外の者）は⑪～⑬を提出（⑫は様式集の業務経歴書により作成）	
⑭	登録証明書（コピー）	測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要。いずれも申請日前3ヵ月以内に証明されたものに限る。）	

#### 4 必要な納税証明書等（コピー可）

対象	税の区分	証明書の種類
すべての業者	・法人税（個人は所得税） ・消費税及び地方消費税	未納の税額がない旨の証明書 法人：様式その3の3 個人：様式その3の2
県内に営業所を有する業者	香川県税（すべての税目）	未納の税額がない旨の証明書
	個人住民税	◎法人 「特別徴収税額の決定通知書」又は「 <a href="#">特別徴収実施確認書</a> 」 ※ <b>県内の営業所で申請する場合のみ必要</b> 営業所が存在する香川県内の市町のもの。（当該市町に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する県内市町のもの） ◎個人 「特別徴収税額の決定通知書」又は「 <a href="#">特別徴収実施確認書</a> 」 「 <a href="#">個人住民税の滞納がない旨の証明書</a> 」 （個人事業者のみ必要な書類です。） ※平成22年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町にて証明を受けたもの。
観音寺・三豊市内に営業所を有する業者	市税（全税目）	未納の税額がない旨の証明書（完納証明書） 「特別徴収税額の決定通知書」又は「 <a href="#">特別徴収実施確認書</a> 」

<注 意> 必要書類⑨⑩の確認について

登録がある業者は、それぞれの登録規程等に基づく現況報告書が必要です。  
（下表参照。建築を除く）

申請業種	登録がある業者（A）	登録のない業者
測量	測量法第55条の8の規定に基づく書類（いわゆる現況報告書）写し ＊ 国土交通省の受付印は不要 ＊ 提出日を余白に記入すること	申請できません。
土木	現況報告書一式（建設コンサルタント登録規程）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ⑪商業登記簿謄本（写し）</li> <li>・ ⑫業務経歴書（申請する業種ごとに必要）</li> <li>・ ⑬財務諸表（複数業種を申請する場合でも1部で可）</li> </ul>
地質	現況報告書一式（地質コンサルタント登録規程）	
補償	現況報告書一式（補償コンサルタント登録規程）	

注：建築を申請する場合

1. 建築のみを申請する場合  
建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、測量等の上記4業種のような現況報告書提出の定めが無い場合、登録の有無にかかわらず⑪、⑫、⑬の書類が必要です。
2. 上記（A）の業者が、4業種のいずれかと一緒に建築を申請する場合、⑪⑬は不要ですが、建築の⑫業務経歴書は提出してください。